

『摩訶僧祇律』における「四波羅夷」の解釈法について

——特に「智」を重視する一側面に注目して——

胡 建 明（法音）

一 はじめに

尸羅とは、小乗、大乘を問わず、仏教万行の基本であり、禪那、般若を得る正因であって、すなわち戒、定、慧という三学に示される仏教の根本たる三つの柱の一つである。

五篇七聚の制戒の中で、最も重罪とする比丘の「四波羅夷」(姪・盜・殺・妄)の制時に関しては、釈尊成道五年、もしくは六年であったことが『摩訶僧祇律』に記されている⁽¹⁾。

当然ながら、欲事を滅し、罪門を閉ざすための禁戒である故、制戒の契機と動機、その施行する目的は、いわゆる「防非止悪」によって、清浄無諍たる僧団を保つことと捉えて間違いない。

「四波羅夷」の解釈について、上座部系諸律では、殆ど欲事行為のみにおいて、その罪聚を説いている。しかし、大衆部律としての『摩訶僧祇律』は、その欲事行為は勿論のこと、さらにその「智」的内容と背景にも言及している。すなわち

「四波羅夷」は、「諸の智」においても、「涅槃」、「梵行」においても「退没墮落」を説いているのは、実に注目すべき一側面である。

二 上座部系諸律における「四波羅夷」罪の解釈

まず上座部系諸律の解釈を一瞥する。

一般に『摩訶僧祇』、『四分』、『五分』、『十誦』は、漢訳律典の四大広律と称せられている。周知の如く、『摩訶僧祇律』は大衆部の律典として成立したものである。そして『四分』、『五分』、『十誦』等の諸律は、上座部系の律として認められている。小論では、さらに上座部律に属する『根本説一切有部律』と『善見毘婆沙』⁽²⁾に示された「四波羅夷」罪の解釈を援用しながら、『摩訶僧祇律』の解釈と比較してみたい。

まず、『四分律』卷一では、次のように記している。

云何名波羅夷、譬如断人頭不可復起。比丘亦復如是、犯此法者不復成比丘、故名波羅夷。何者不共住、有二共住、同一羯磨、同一説

『摩訶僧祇律』における「四波羅夷」の解釈法について（胡）

戒。不得於是二事中住、故名不共住。⁽³⁾

『四分律』では、「断頭」、「不共住」を以て、四波羅夷の罪聚を説く。つまり、この重罪を犯した者は、比丘の資格を失い、僧団から追放されると説いている。しかもかなり簡潔な表現である。

また『弥沙塞部和醯五分律』巻一では、以下の通り、初めて波羅夷罪を犯した須提那 (Sudina) に対して、仏は、厳しく咎めることを記している。

仏言、汝（須提那）愚痴人、所作不善。非清淨行、非沙門法、不隨順道。（中略）汝初開漏門、為此大惡。波旬常伺諸比丘短、汝今為開魔徑路、摧折法幢、建立魔魔。（中略）得波羅夷、不共住。⁽⁴⁾

『四分律』にも、こうした記述と類似の内容が見られる。⁽⁵⁾ また、『十誦律』巻一では、下記の如く述べている。

波羅夷者、名墮不如、是罪極惡深重。作是罪者、即墮不如、不名比丘、非比丘、非釈子、失比丘法。不共住者、不得共作比丘法。所謂白羯磨、白二羯磨、白四羯磨、布薩、自恣。不得入十四人數、是名波羅夷不共住。⁽⁶⁾

つまり、波羅夷罪は、「墮不如⁽⁷⁾」と名づけ、いわゆる比丘の法から墮落し、二度と比丘になりえない重罪である。加えて比丘衆と共に住まわせない、とりわけ僧団での羯磨、布薩などの行法も許さない、とされ、懺悔する余地が無くなったこ

とを示している。

『根本説一切有部毘奈耶』巻一では、根本説一切有部律は「波羅夷」を「波羅市迦」(parajika) と訳している。

波羅市迦者、是極重罪、極可厭惡。是可嫌棄、不可愛樂。若苾芻亦纒犯時、即非沙門、非釈迦子、失苾芻性、乖涅槃性。墮落崩倒、被他所勝、不可救濟。（中略）若法若食、不共受用。是應擯棄。由此名為不共住。⁽⁸⁾

このように、その罪は重大であり、すべての「救済」と「再生」が不可能で、よって僧団との共同生活も出来なくなるのである。これについては、『根本薩婆多部律撰』巻第二も、近似の記述がある。⁽⁹⁾

なお、『善見律毘婆沙』巻七では、下記のように、「四波羅夷」の罪聚を解説している。

波羅夷者、退墮不如。此是比丘罪、如律本所説。（中略）我說波羅夷、汝當一心聽。墮落是不如、違背正法故。不同一住处、是名波羅夷。（中略）於一衆僧事、不得同入。驅出在外、是名不共住。是故律本説、不共布薩及諸羯磨、是比丘波羅夷罪、不共住。⁽¹⁰⁾

ここでも、同じく四波羅夷罪のうち「退墮不如」と「不共住」の二点に絞って論を展開していることがわかる。

以上のように、上座部系諸律における「四波羅夷」罪についての解釈は、言葉での表現はやや違っても、みな欲事のみにおいて、その罪の重大さと、犯した者への断罪、処罰につ

いて解釈しているのである。

しかし、大衆部に属する『摩訶僧祇律』の解釈法は、上述した諸律と比較すると、かなり独特なものがある。引き続き、これを考察する。

三 『摩訶僧祇律』における「四波羅夷」罪の解釈

一般に『摩訶僧祇律』は、大衆部の窟外結集により成立した毘尼藏と伝えられている。従来も、上座部系諸律と比較して大いに趣を異にしていると認められている。小論では、あくまでも「四波羅夷」の解釈に限定して、その相異点について論じてみたい。

『摩訶僧祇律』卷二では、次のように述べている。

波羅夷者、謂於法智退没墮落、無道果分、是名波羅夷。如是未知等智、他心智、苦習尽道智、尽智、無生智、於彼諸智退没墮落、無道果分、是名波羅夷。又復波羅夷者、於涅槃退没、無証果分、是名波羅夷。又復波羅夷者、於梵行退没墮落、無道果分、是名波羅夷。又復波羅夷者、所可犯罪不可發露悔過、故名波羅夷。¹¹⁾

ここにおける『摩訶僧祇律』の「四波羅夷」に対する解釈は、上述した上座部系諸律の解釈と異なっている。それは、波羅夷罪に対して単に欲行為に対する断罪、処罰することだけではなく、「道果分」と「証果分」の見地から、とりわけ解脱道を得る為の「法智」、「他心智」、「苦習尽道智」、「尽智」、「無

『摩訶僧祇律』における「四波羅夷」の解釈法について(胡)

生智」等の諸智が悉く退没墮落してしまうと指摘している点、また犯戒により「涅槃」の退没、「梵行」の退没墮落をも招くことを指摘している点に見られる。なお、「断首」、「摒棄」などの表現は見当たらない。

しかしながら、同所は、「智慧」、「涅槃」、「梵行」を得る為の、持戒というプラス面をも暗示しているように読みとれる。他律と比較して、智的背景においてかなり異色な「四波羅夷」の解釈法であると考えざるを得ない。

さらに、『摩訶僧祇律』における「四波羅夷」罪の犯縁者についても、制戒の年時と場所等にしても、『四分』、『十誦』などの上座部系諸律との相異が多く見られる。例えば、第一波羅夷姪戒犯縁を諸律ではみな「須提那」とするが、『摩訶僧祇律』には「耶舎」(Yasa)としている。また、「四波羅夷」の制戒年時については、冒頭にも論及したように姪戒は「成仏五年冬」、盗、殺、妄の三戒はみな「成仏六年冬」と克明に記している。しかし、他律では、初めて犯戒した年時は、おおよそ成仏十二年後としている¹²⁾。したがって、制戒の場所についても、他律との差異が存する。これらについては、平川彰氏の先行研究がある¹³⁾。

さて、こうした相異点は何故生じたかという点、二つの要因があると考えられる。一つは、『摩訶僧祇律』の成立年代は、恐らく他律より遅れている点にあるであろう。もう一つは、

『摩訶僧祇律』における「四波羅夷」の解釈法について（胡）

律儀伝承の正確さが上座部系諸派との対抗意識を有したからであろう。というのは、「智」的背景の論は、阿毘曇思想との関連性があると思われるからである。⁽¹⁴⁾ また犯縁者をすりかえることも、あまりにも詳細にわたりすぎた制戒年時・場所を設定したことも、大衆部主に、自らの正統たる位置を樹立せんとするという意図があるのではないかと感じ取れる。つまり、あまりにも詳細であるが故に、逆にその記述の正確さが疑わしくなる。如何にも大胆に編纂された、しかも故意とも受け取れる挿入内容が多いのではなからうかと想像される。

四 結び

上述のように、小論では、上座部系諸律を参照しながら、『摩訶僧祇律』において、異色の内容を示す「四波羅夷」の解釈法を論じて来た。特に「智」を重視する一側面に目を凝らしてみれば、本来、単なる「禁止的」という「犯戒」に含まれている消極的な意義からやや逸脱して、より積極的な「持戒」の方向をも持たせようという主張を、暗示している可能性を論考した。換言すれば、『摩訶僧祇律』は、従来、上座部系諸律にあらわれた欲事のみという解釈法から、さらに欲事内容の紙背に智的背景がにじみでるという新たな戒思想を芽生えさせたのではないかという点を、「四波羅夷」の解釈法から垣間見ることが出来る。

ともあれ、元来小乗戒たる「防非止悪」という禁制的、自利的な戒相（身、口の二業、外部的行為）に対して、より一層大乘戒たる性格が強い「意業、内部的行為」の側面を直視し、とりわけ積極的、利他的であるところの作善という道德修養への展開に向かうきっかけとなったのが、この『摩訶僧祇律』における「四波羅夷」の解釈法であると思われる。

1 『摩訶僧祇律』卷第二（大正二十二・二三八頁上）には、「世尊於毘舍離城、成仏五年冬分第五半月十二日。中食後、東向坐、一人半影、為長老耶舍迦蘭陀子制此戒。」とある。又、卷四（二五二頁中）には、「世尊於王舍城、成仏六年冬分第二半月十日。東向坐、食後兩人半影為瓦師子長老達膩伽、因瓶沙王及糞掃衣比丘、制此戒。」とあり、同卷四（二五七頁下）には、「世尊於毘舍離城、成仏六年冬分第三半月九日、食前、北向坐一人半影、為衆多看病比丘、因鹿杖外道、制此戒。」とあり、また、同卷四（二六二頁上）には、「世尊於舍衛城、成仏六年冬分第四半月十三日。食後、東向坐、三人半影、為聚落中衆多比丘、制此戒。」とあり、「姪・盜・殺・妄」という四波羅夷の戒を順次に制定した。又、『摩訶僧祇律大比丘戒本』（大正二十二・五四九頁下）にも、同様の内容を記述している。

2 『善見律毘婆沙』は、パーリ律蔵の注釈書である『サマanta・パーサーディカー』（*Samanta-pāsādikā*）に近似しているとされている。

3 大正二十二・五七一頁下を参照。

4 大正二十二・三頁中下を参照。

5 大正二十二・五七〇頁中下には、「爾時世尊以無數方便呵責言、汝所為非、非威儀、非沙門法、非淨行、非隨順行、所不應為。汝須提那、云何於此清淨法中行乃至愛尽涅槃、与故二行不淨耶。」とある。

6 大正二十三・二頁下を参照。

7 「墮不如」という解釈について、『薩婆多毘尼毘婆沙』卷二（大正二十三・五一五頁中下）にも「如怨家以刀割人、命根不断、雖云得勝、非是永勝。若断命根、名決定勝。犯四篇戒、如命根不断、犯此四重、如命根断、名墮不如。（中略）復次如弊壞垢汚衣服、人所棄捨。若犯此戒、仏法所棄。不得与衆說戒、羯磨、布薩、自恣、不入十四人数、名墮不如。」とある。これは十誦律と有部律との近い關係を端的に示している。また、善見律では、「退墮不如」という訳語が見られる。詳細は、文中にて述べる。

8 大正二十三・六三〇頁下を参照。

9 大正二十四・五三二頁下—五三三頁中には、「言波羅市迦者、是極惡義。犯此罪者、極可惡故。又是他勝義、若於此罪纔犯之時、被他淨行者所欺勝故。又被他煩惱所摧勝故。出家近因為除煩惱、今破禁戒、返被降伏。言不應共住者、謂此犯人、法食兩事、永無其分。譬如死屍、故云不共住。（中略）又波羅市迦者、被非法軍而來降伏、法王之子受敗於他。既失所尊、故名他勝。故云此非沙門、非釈迦子。言不應共住者、於現世中顯其過患、被同淨行所驅出故、於余学処明失利用、皆同此。」とある。

10 大正二十四・七二二頁上中を参照。

11 大正二十二・二三七頁中下を参照。

12 『根本説一切有部毘奈耶頌』卷二（大正二十四・六二〇頁下）では、「四波羅市迦、極重当恭敬。若犯一一法、便成壞苾芻。從

『摩訶僧祇律』における「四波羅夷」の解釈法について（胡）

初十二年、皎如秋水淨。此時無有垢、十三年過生。」とあるように、僧団波羅夷罪の初犯は十三年目からであることを示している。

13 平川彰『二百五十戒の研究Ⅰ』（平川彰著作集第一四卷、春秋社、一九九三）一四二頁—一四三頁、または一六五頁を参照。

14 平川前掲書、一二八頁を参照。

〈参考文献〉

平川彰『二百五十戒の研究Ⅰ』（平川彰著作集第一四卷、春秋社、一九九三）

〈キーワード〉 大衆部、『摩訶僧祇律』、四波羅夷、上座部律

（早稲田大学大学院・駒澤大学仏教経済研究所研究員・文学博士・哲学博士）